

**板橋区（宿泊型・通所型）産後ケア事業
業務委託応募要領**

(令和7年11月)

板橋区健康生きがい部健康推進課

1 業務内容等

(1) 業務名

- ① 板橋区宿泊型産後ケア事業業務委託
- ② 板橋区通所型産後ケア事業業務委託

(2) 業務の概要

出産後において心身の不調又は育児不安がある等、育児支援を必要とする産婦及び乳児（以下「母子」という。）に対して、区が契約する医療機関等の施設に一定期間の宿泊又は日帰りにより、母子の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的に宿泊型・通所型産後ケア事業を実施するものである。

(3) 業務の内容

別紙「板橋区（宿泊型・通所型）産後ケア事業業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 実施要件

事業者は、母子保健法施行規則（昭和40年厚生労働省令第55号）第7条の4に規定する基準及び産後ケア事業ガイドラインのほか、次に掲げる要件を満たす施設において産後ケア事業を行うものとする。なお、①から③については、いずれかを満たしていればよいものとする。

- ① 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、「令和7年度板橋区産後ケア事業業務委託」を受託していること。
- ② 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、産後ケア事業通所型を実施する施設の所在地が板橋区内であり、新規の応募であること。
- ③ 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、板橋区民の出産が増加している都外医療機関であり、新規の応募であること。
- ④ 本事業専任であることを要しないが、助産師、保健師又は看護師を24時間体制で1名以上配置（宿泊型産後ケアの場合に限る）すること。ただし、午前9時から午後5時の間は助産師を1名以上配置すること。
- ⑤ 自院・他院を問わず出産した方（出産後に退院した方も含む）を受け入れること。
- ⑥ 仕様書「4 業務内容（2）利用者へのサービス提供」を実施できること。
- ⑦ 本区要綱、本事業にかかる契約書（仕様書含む）、関係法令を順守できること。

(5) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※本事業の契約は単年度契約とし、令和8年度予算の成立を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わない場合がある。

2 応募資格

「1 (4) 実施要件」及び次に定める内容を全て満たす者で、宿泊型、通所型のいずれかもしくは両方を実施できる者

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者

3 委託料（非課税）

「別表1（宿泊型）」、「別表2（通所型）」に応じて本区へ委託料を請求できる。

なお、利用予定に変更が生じた以下の場合には、区に請求することができる。

（入所日前に利用を取りやめるとき）

宿泊型及び通所型産後ケア事業の利用者が、入所日から起算し1日前の午前10時までに利用の取りやめの申し出をすることなくサービスを利用しなかったとき。

（入所日以降に、利用日数の短縮をするとき）

宿泊型産後ケア事業の利用者が入所開始後、予約した利用日数の短縮を希望するときは、退所希望日の午前10時までに申し出をすることなく利用日数を短縮したとき。

別表1（宿泊型）

利用料 (総額)		利用料の内訳			
		ア 一般		イ 免除 ※1	
		委託料	利用者負担額	委託料	利用者負担額
基本額	1泊2日	66,000円	58,000円	8,000円	66,000円
	1日追加	33,000円	29,000円	4,000円	33,000円
多胎児加算 ※2	1泊2日	20,000円	20,000円	0円	20,000円
	1日追加	10,000円	10,000円	0円	10,000円
支援の必要性の高い利用 者の受入加算	1泊2日	14,000円	14,000円	—	14,000円
	1日追加	7,000円	7,000円	—	7,000円
取りやめ料		16,500円	16,500円	—	16,500円

※1 免除となる世帯は、住民税非課税世帯・生活保護世帯

※2 多胎児加算は、2人目以降の乳児1人あたりにつき加算

別表2（通所型）

利用料 (総額)	利用料の内訳			
	ア 一般		イ 免除 ※1	
	委託料	利用者負担額	委託料	利用者負担額
基本額	22,000円	20,000円	2,000円	22,000円
多胎児加算 ※2	5,000円	5,000円	0円	5,000円
取りやめ料	11,000円	11,000円	—	11,000円

※1 免除となる世帯は、住民税非課税世帯・生活保護世帯

※2 多胎児加算は、2人目以降の乳児1人あたりにつき加算

4 応募（申請）方法

（1）応募（申請）の流れ

- ① 申請書類の提出
- ② 実地調査（新規の応募又は事業内容変更等の場合に限る。）
- ③ 業務委託契約
- ④ 事業開始

（2）応募要領の公表

- ① 公表日 令和7年11月28日（金）
- ② 配布方法 区から令和7年度受託事業者宛にメールで案内する等。

（3）提出書類

令和7年度から事業実施内容に変更がなく、「1（4）実施要件」を満たしている場合に限り、板橋区産後ケア事業実施継続申請書及び誓約書（様式第5号）を「5担当」に提出する。

ただし、事業所の所在地、実施するサービス（宿泊型・通所型の別）、その他事業の実施体制や実施内容（受入可能月齢等）に大きく関わる事項について変更がある場合は、改めて下記の①～④を提出すること。

また、新規の応募の場合は、下記の①～④を提出すること。

- ① 板橋区産後ケア事業業務委託事業者申請書及び誓約書（様式第1号）
- ② 事業者概要及び業務実績（様式第2号）
- ③ 実施基本計画書（様式第3号）
- ④ 協力医療機関との連携確認書（様式第4号）（医療法に定める病院若しくは診療所以外で本業務を実施する場合に限る。）

（4）提出方法

申請書類を提出する際は事前連絡のうえ、郵送またはメールで「5担当」に送付すること。

なお、持参しても差し支えないものとするが、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までに「5 担当」に持参すること。
※提出書類については1部提出すること。

(5) 受付期間

令和7年11月28日（金）から令和7年12月26日（金）まで

(6) 注意事項

- ① 申請に要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類については、板橋区個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については返却しない。

5 担当（問い合わせ・提出先）

板橋区健康生きがい部健康推進課母子保健係
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66番1号 南館3階
電話 03-3579-2313（直通）
e-mail: ki-suishin@city.itabashi.tokyo.jp